

令和8年度 重要インフラ施設周辺森林整備業務 特記仕様書

本事業は、この仕様書により実施するものとする。

1、事業個所 輪島市 門前町広岡 地内

2、事業期間 自：令和 年 月 日

至：令和 9 年 3 月 31 日

※ただし、猛禽類の繁殖等確認後、事業を実施すること。

3、事業内容について

事業面積 A= 0.60 ha

作業内容について

区 分	作業内容
伐倒	チェーンソーによる（ワイヤー掛けを行い伐倒方向の安全を確保）
枝払	伐倒木を丸太に玉切る作業及び丸太を片付ける作業の支障とならないように枝払いする。
玉切	伐倒及び枝払した材を小運搬及び集積できるように一定の長さの丸太に玉切る。
片付	玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定整理する。
集材	複数の作業索を用いて行う簡易架線集材により集材地点までの木寄せ等を行う。 (被害木を含む集材) (ワイヤー掛けを行い伐倒方向の安全を確保)

4、出来形管理について

・実測図

出来高管理図は、伐採面積が解るものとする。

・完成写真

※GPSデータが記録できるカメラを使用すること。

事業実施前後の写真は、同一個所で対比出来ること。また、写真は印刷されたものとGPSデータが記録されたデータ(jpg)を併せて提出すること。

・施工管理記録

標準地調査は、1 施工地 1 箇所以上かつ 1 ha 超える毎に 1 箇所設置すること。

標準地調査を実施した結果を出来高管理野帳に記録すると共に、測量図面にその調査位置を記入したものを合わせて提出すること。

5、軽微な変更については、甲乙協議の上変更しないことがある。

6、連絡体制の構築

事業実施に当たって電気事業者と市町及び森林所有者の連絡体制を確立する。

・連絡体制を市町に報告すること

次ページに続く

-P1-

7、事業の実施

- ・ 施業実施日を事前に電気事業者と調整し、市町及び森林所有者に連絡すること
- ・ 事前の現地確認を電気事業者と行い、防護管取り付け、工事立会の協力を得ること
- ・ 電気設備に影響を直接又は、及ぼすおそれがある場合は、その方法や費用について電気事業者と協議を行うこと

- 1) 電力設備から2 m以内（保全範囲）の樹木の伐採（枝払い）
- 2) その他 事業個所の条件等に応じて個別に対応が必要な伐採

8、その他事項

- ① 事業の実施にあたっては、関係法令の遵守及び作業員の安全、健康管理、安全帽の着用を徹底させると共に、必要に応じ工事看板等を設置し周辺への安全にも徹底すること。
- ② 仕様書及び施業内容を作業員に熟知させること。
- ③ 伐倒及び搬出にあたっては残存木に損傷を与えないよう注意すること。
- ④ 残存木の幹に巻きついているツル類はすべて根引き又は切断し、造林木の生育を妨げる茎葉を取り除くこと。
- ⑤ 事業執行にあたっては、林野火災防止のため火器類の使用は極力避けること。やむを得ず火器類を使用する場合は、消防法等の各種法令を厳守し、十分に安全を確保した上で使用すること。
- ⑥ また、万が一、林野火災等の災害が発生した場合は、直ちに消防署や警察署並びに地域住民及び監督員等へ連絡し、被害の拡大防止及び安全確保に努めること。
- ⑦ チェンオイルの使用については、生分解性ソーチェンオイルを使用すること。
- ⑧ 現場労働者に係る社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、林業退職金共済）に必要な経費については計上してあるので、受注者は社会保険の加入すること。
- ⑨ 希少猛禽類等の営巣が確認された場合は、施工を中止し監督員の指示に従うこと。